

よなごの国保

国民健康保険料の料率等についてお知らせします

令和7年度の国民健康保険の保険料率は、令和6年度と同じで下記のとおりです。

ただし、国民健康保険料の基礎賦課額について賦課限度額が1万円、後期高齢者支援金等賦課額について賦課限度額が2万円それぞれ引き上げとなりました。

国民健康保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

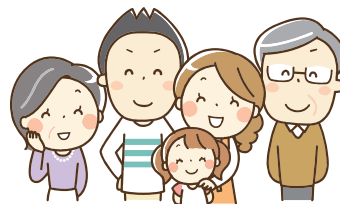
	基礎賦課額 (医療分) 【全員が対象】	後期高齢者支援金等 賦課額 【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から 43万円控除した額の】	7.95%	2.55%	2.44%
均等割額 【被保険者1人につき】	26,000円	8,800円	10,500円
平等割額【1世帯につき】	25,500円	8,300円	5,600円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

○＜基礎賦課額＞＜後期高齢者支援金等賦課額＞＜介護納付金賦課額＞の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。



国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！

米子市保険年金課 TEL(0859) 23-5126(高額療養費等) 23-5407(人間ドック等)

23-5122(資格確認書等、後期高齢者医療等)

米子市収納推進課

23-5124(納付相談等)

23-5161(口座振替等)

令和●年●月●日

国民健康保険料の軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額等がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は**30万5千円**（令和6年度は29万5千円）、2割軽減は**56万円**（同54万5千円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

軽減割合	世帯の総所得金額等の区分
7割軽減	43万円+〔10万円×（給与所得者等の数-1）〕以下の世帯
5割軽減	43万円+〔10万円×（給与所得者等の数-1）〕+〔 30万5千円 ×被保険者等の数〕以下の世帯
2割軽減	43万円+〔10万円×（給与所得者等の数-1）〕+〔 56万円 ×被保険者等の数〕以下の世帯

※「被保険者等の数」……………被保険者と特定同一世帯所属者の数の合計数

※「給与所得者等の数」……………一定の給与所得者と公的年金所得者の数の合計数

※「特定同一世帯所属者数」…国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる者の数

※65歳以上の方で、公的年金所得があるかたの場合は、最大15万円を控除したものが軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

○未就学児がある世帯に対しての被保険者均等割額の軽減措置

未就学児に係る被保険者均等割額を、所得制限を設けることなく全世帯一律に5割減額するもので、例えば、保険料の7割の減額を受けている世帯に属する未就学児の場合、減額後の3割分の10分の5に当たる1.5割をさらに減額することから、最終的には8.5割の減額となります。

○旧被扶養者の減免措置について

被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、被扶養者となっていた方が国民健康保険に加入する場合に減免措置があります。

詳しくは保険年金課までお尋ねください。

国民健康保険への加入・脱退届出を忘れずに

就職や退職などで健康保険への加入や脱退があった方は、届出が必要です。国民健康保険への加入や脱退の手続きは職場などではできません。速やかにご自身で、保険年金課（本庁舎1階）または淀江支所地域生活課の窓口で手続きをしてください。

	加入するとき	脱退するとき
対象	- 退職して職場の健康保険を脱退したとき - 健康保険の被扶養者から外れたときなど	- 就職して職場の健康保険に加入したとき - 健康保険の被扶養者になったときなど
必要なもの	- 健康保険の資格喪失証明書 - 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	- 職場で交付された資格確認書又は資格情報のお知らせ等 - 米子市で交付された資格確認書等 - 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※国民健康保険加入の届出が遅れた場合には、資格を得た月までさかのぼって国民健康保険料が賦課されます。また、職場の健康保険に加入していても国民健康保険からの脱退手続きをされない限り、国民健康保険料は、賦課されます。

後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料率は、下記のとおりです。

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

所得割額

賦課のもととなる所得金額×
10.64%

+

均等割額

1人当たりの額
52,138円

=

年間の保険料

100円未満は切り捨てます。
(賦課限度額80万円)

○年度の中途に加入または脱退の場合は、月割となります。

○総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

※非課税所得である遺族年金、障害年金は除きます。

※譲渡所得は特別控除後の金額を用います。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額です。

後期高齢者医療保険料の軽減について



世帯の所得に応じて均等割額が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は **30万5千円**（令和6年度は29万5千円）、2割軽減は **56万円**（同54万5千円）に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

①均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額は軽減されます。

令和7年度の 軽減割合	世帯（同一世帯の被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の合計額
7割軽減	43万円+ [10万円×（給与所得者等の数-1）] 以下の世帯
5割軽減	43万円+ [10万円×（給与所得者等の数-1）] + [30万5千円 ×世帯の被保険者数] 以下の世帯
2割軽減	43万円+ [10万円×（給与所得者等の数-1）] + [56万円 ×世帯の被保険者数] 以下の世帯

※給与所得者等の数が0人の場合は、1人として計算を行います。

※65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、15万円を控除した額が軽減判定所得になります。

※軽減判定の計算では保険料の計算とは違い、専従者控除はおこなわれず、専従者給与は事業所得に繰り戻されます。専従者の給与はないものとして取り扱われます。また、譲渡所得の特別控除は適用されません。

②被扶養者であった方の軽減措置について

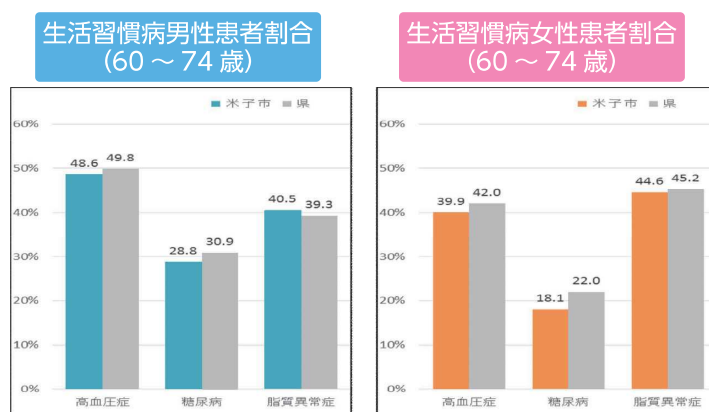
後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者となっていた方は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、所得割額はかかりません。

健康推進室では皆さんの健康づくりのお手伝いをしています

「米子市国民健康保険第3期データヘルス計画兼第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、効果的な健康づくり活動を展開しています。

健康課題への取組

KDB（国保データベースシステム）の分析から、糖尿病や高血圧疾患、脂質異常症といった生活習慣病の割合が鳥取県に比べて多い傾向です。健康課題を「重症化予防」「生活習慣病の予防及び改善」「特定健康診査受診率の向上」とし、生活習慣病予防に取り組んでいます。



米子市国民健康保険第3期データヘルス計画より

健康推進室が実施する2つの講演会

【健康がい～な講演会】

生活習慣病予防や健診受診の必要性について理解していただき、受診率向上を目指す目的で実施しています。「血管年齢測定」や、禁煙の啓発コーナーの設置により、多くの人の関心を集めるよう工夫しています。

【そらまめ腎臓くん講演会】

特定健診・人間ドックの結果から腎機能の低下が予測される方を対象に実施しています。

